

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(當日がとぎには、その翌日)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十三年八月二十日

鳥取県規則第六十七号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一の項中(55)を(56)とし、(19)から(54)までを一括り繰り下げ、(18)の次に(19)として次のように加える。

(19) 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第三十五条第一項の規定に基づく手数料

この規則は、公布の日から施行する。
附 則

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十三年八月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十六号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一(五百五十五号)の二中「[一]五百五十五」を「[四]五百五」に、「[四]五百五」を「[七]五百」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

昭和43年度狩獵者講習会を次のとおり実施する。
昭和43年8月20日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩獵免許を受けようとするもの。ただし、昭和41年度又は昭和42年度の狩獵者講習会の受講者で、狩獵者講習修了証明書を有するものは除く。

00102

第89号(専外)昭和43年8月20日火曜日

鳥取県公報

2 開催の方法

経験者課程（乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者）にあつては、昭和40年度から昭和42年度までに乙種又は丙種の狩猟免許を1回以上受けた者、甲種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和40年度から昭和42年度までに甲種の狩猟免許を1回以上受けた者（経験者課程以外の者）に分けて行なう。

3 開催日時等

経験者課程

日 時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
9月10日 9時から	日野郡日野町根雨日野地方農林振興局会議室	日野郡の区域内に住所を有する者
9月12日 "	米子市糸川米子市地方農林振興局"	米子市、境港市及び西伯郡の区域内に住所を有する者
9月17日 "	八頭郡郡家町郡家八頭郡農林振興局"	八頭郡の区域内に住所を有する者
9月18日 "	鳥取市東町鳥取市東町農林振興局会議室	鳥取市、岩美郡及び気高郡の区域内に住所を有する者
9月25日 "	倉吉市巣鴨町倉吉市地方農林振興局会議室	倉吉市及び東伯郡の区域内に住所を有する者
10月15日 "	"	考査結果不合格となつた者及び前記の日時及び場所における講習会で受講できなかつた者
11月7日 "	鳥取市東町鳥取県庁講堂	"

- 4 講習科目
- (1) 獣類に関する法令
 - (2) 狩猟鳥獣の判別
 - (3) 獣具の取扱い

5 講習時間

経験者課程は3時間、初心者課程は6時間とする。

6 考査

経験者課程、初心者課程とも講習終了後、引き続いて講習に係る事項を修得したかどうかを考査する。

7 受講申込方法

所定の受講申込書に狩猟者講習手数料の額（経験者課程400円、初心者課程700円）に相当する鳥取県収入証紙及び写真をはりつけて、受講日の10日前までに、所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

初心者課程

日 時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
9月10日 12時から	日野郡日野町根雨日野地方農林振興局会議室	日野郡の区域内に住所を有する者
9月12日 "	米子市糸川米子市地方農林振興局"	米子市、境港市及び西伯郡の区域内に住所を有する者
9月17日 "	八頭郡郡家町郡家八頭郡農林振興局"	八頭郡の区域内に住所を有する者
9月18日 "	鳥取市東町鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡及び気高郡の区域内に住所を有する者

8 携行品

- (1) 受講申込書と引きかえに配付したテキスト
- (2) 筆記用具